

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 28 年 4 月 15 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

明宝大谷地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 28 年 4 月 12 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

4 経営体数

法人 0 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

現在、当地区においては、稲作が中心であり一部花卉栽培等を行っている。今後、栽培品目を明確化し作物のブランド化等により高付加価値を推進する。また、新規就農者の受け入れを促進し地域農業の活力の増進を図る。